

弁護士法人

小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<http://www.kmlaw.jp/>

K&M
レポート

Vol.28

発行：平成31年4月



春です。思い切り体を動かしましょう。

5月から新しい元号令和(れいわ)がスタートします。国民のひとりひとりが明日への希望の花を、大きく咲かせてほしいという想いを込めたもので、平和を希求する日本人の、精神的支えであってほしいという願いが込められています。

次の時代を予測することは難しいことですが、それでもAI等の科学技術が一層発達し、私たちの生活が様々な分野でより一層、便利で楽になることは確実のようです。

しかし、医師の矢作直樹氏は、「機械任せではなく、自分の体で生きる」ことが大事と警鐘を鳴らしています。確かに、乗り物にばかり乗っていると体

力が落ちます。また、スマホに頼ってばかりいると考える力が落ちます。機械頼みでは、体でも頭でも退化するとのことです。そんな悪循環だけは願い下げにしたいものです。

北海道の売りは、観光の観点からすれば、「空気と水」とのこと。スギ花粉がない冷涼な空気や、冷たく美味しい水が当たり前だと思っています。しかし、外から見れば大変な宝とのことです。

北海道もようやく春めいてきました。外に出て、胸いっぱい新鮮な空気を吸い、思い切り体を動かし、美味しい水を飲んで細胞を甦らせ、かけがえのない春の日々を謳歌してみましよう。

弁護士法人小寺・松田法律事務所

弁護士 小寺 正史

連載知的財産権⑱ 意匠権の基礎知識 2

弁護士
松田 竜



今回は、特殊な意匠について説明します。

1 部分意匠

意匠によっては、物品の部分の形状、模様、色彩等に創作性を認めるべき場合があることから、意匠法は、物品の部分の意匠登録を認めています。これがいわゆる部分意匠です。

先に全体意匠を出願し、後日、デザインの詳細が決定した部品や部分意匠の出願をすることもできます。図面上、「意匠登録を受けようとする部分」を実線とし、「その他の部分」を破線で描くのが一般的です。そして、【意匠の説明】の欄に、例えば、「実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。」などと記載することにより、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分がどのように特定されているかが記載されます。

2 関連意匠

企業によっては、自社製品のデザイン

を少しずつ変更してモデルチェンジを行うことにより、従来からの継続性を保ちつつ顧客に新鮮さをアピールするというデザイン政策をとることがあります。

そのような場合に利用できるのが関連意匠の制度です、登録意匠（本意匠）出願の日以後本意匠の意匠公報発行の日までの間は、自社の本意匠に類似する意匠出願が認められます。企業にとっては、本意匠の意匠公報発行までは関連意匠の出願をするかどうかを検討することが可能です。

特殊な意匠は他にもありますので、続きは次回に説明します。意匠公報を見て判断に迷われた場合は、弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

つづく



交通事故による、 後遺障害逸失利益の算出方法

苦小牧事務所長 弁護士
中野 正敬



交通事故による怪我が治療によっても治癒しない状態が後遺障害と評価される場合、後遺障害関連損害が認められます。

後遺障害関連損害の中心は後遺障害逸失利益と後遺障害慰謝料ですが、今回は、後遺障害逸失利益について説明します（ちなみに、死亡の場合も逸失利益が発生します。）。

将来の減収を填補する「後遺障害逸失利益」

これは、後遺障害が残存することで、働ける能力が喪失したと評価し、それによる将来の減収を填補するものです。具体的には、基礎収入（原則は事故前の年収が基準）に後遺障害の程度に応じた労働能力喪失率を乗じ、労働能力喪失期間に対応する収入の減少を観念し、それをもって損害と捉えるものです。

後遺障害逸失利益の算出方法

例えば、労働能力喪失率が100%で労働能力喪失期間が20年とした場合、基礎収入の20倍が損害額になりそうですが、そう

ではありません。減収は労働能力喪失期間という将来の一定期間中に生じるものですが、損害賠償金は一時金として支払われるのが原則です。従って将来の損害を前払で受領することになり、損害賠償金の運用で生じる利息を控除しなければ、利息分を過大に受領することになってしまいます。

現状にあった算出方法が模索されています

将来にわたって受け取る金額を現在価値に換算することを、中間利息控除といいます。しかしながら、現在の金利動向からすれば、5%の運用を前提とすることは実体に適合しないとの意見が前々からありました。

このような意見を背景に、2020年4月1日施行の改正民法においては、中間利息控除の利率は3%に改正されます（なお、3%という利率も固定されるものではなく、今後の金利動向による変動が想定されています）。

とりあえず、この改正により、現在の計算で算出される損害額より逸失利益の額は高く算出されることとなります。

相続法が変わる② 自筆証書遺言の保管制度

岩見沢事務所長 弁護士 小野田 充宏



前回は、自筆証書遺言について、これまで全文を自書(自分で手書き)しなければならないとされていたところが、民法(相続法)改正により、自筆証書遺言に添付する遺産の目録については自書することを要せず、目録の全ページに署名・押印すればよいこととされた、というお話をしました。この改正については、既に平成31年1月13日に施行されています。

今回は、自筆証書遺言について、法務局で遺言書を保管してくれる制度が新設されることとなった、ということについてご説明します。この制度を定めた「法務局における遺言書の保管等に関する法律」は、2020年7月10日に施行されることになっています。

せっかく自筆証書遺言を作成したとしても、その後に紛失してしまうこともありますし、ある相続人が遺言を隠したり、変造する、といった問題が発生することもあります。一度は遺言書がないとの前

提で遺産分割をしたものの、後で遺言書が出てきたためにもう一度遺産分割をやり直さなければならない、といったことも起こり得ます。

このようなことを極力減らすため、遺言者自らが封をしていない状態の自筆証書遺言を持って法務局に出頭し、その保管を申請すると、法務局の職員が、自筆証書遺言の方式が満たされているか(目録を除く全文、日付、氏名が自書されているか、ルールに則った加除訂正がなされているかといった外形面)をチェックした上で、これを保管することとする、というのがこの新しい制度です。この制度を利用した場合には、公正証書遺言の場合と同様、家庭裁判所での遺言書の検認という手続をとることも不要になります。

これらの改正、新制度の創設により、自筆証書遺言はより利用しやすくなることは間違いありません。

医師に課せられる法的義務

弁護士 熊谷 建吾



医師には「応召義務」というものがあるのをご存じですか。応召義務とは、患者から診療の求めがあった場合には、正当な事由が無い限り診療を拒んではならないという義務です。私たち弁護士の場合は、お客さまの依頼を受けるかどうかは自由で、たとえば「この人の仕事はやりたくない」などという極めて個人的な理由でも、依頼を断ることが可能です(もちろんそのような事はしていませんが(笑))。しかし、医師の場合にはそのようなことは決して許されません。

例外として認められる事由

治療費の未払いがあることだけでは、診療を拒めないものの、多額の不払いがあったり、常習的であるような場合には診療を拒み得るとされています。また、急患の場合には、診療時間外であるといった理由だけでは診療を拒めないとされています。医師が病気等で診療不能な場合は診療を拒み得るものの、軽度の疲労程度では拒めない

されています。

診断書の発行義務も課せられます

応召義務のほか、医師が負う義務の一つとして、診断書等の発行義務があります。つまり、医師は、患者から診断書等の発行を求められた場合には、正当な事由がなければ、拒んではならないとされています。では、診断書等の発行を拒み得る場合とは、どんな事由があるのでしょうか。①自らが診察したのではない場合②医師の所見とは異なる虚偽の記載を求められた場合③不正な目的で使用される可能性が高い場合などが挙げられます。診断書の記載内容については、あくまで医師が判断すべきものであり、患者側が求める内容の診断書の交付が義務付けられるものではありません。



社外取締役の有効な活用のために

弁護士 橋田 幸典



社外取締役には、経営陣から独立した客観的立場から、広範な視野や専門性に基づき、経営全般・法令違反等の監督・助言機能を果たすことが期待されています。

そのような独立性の見地から、現在を含む直近10年間に会社や子会社の業務執行を担当する取締役(代表取締役)等であった者、会社役員の配偶者や親族、親会社の役員、親会社を同じくする兄弟会社の業務執行取締役等については、社外取締役となることができません(厳密な資格要件は、お問い合わせください)。

最近では企業統治及びコンプライアンス強化の観点から、弁護士、税理士、公認会計士等の専門的知見を有する専門家を、社外取締役に選任する例が上場企業に限らず増加しています。

社外取締役の権利義務

社外取締役は、業務執行はできませんが、取締役であることに変わりはない

く、通常のとおり取締役と同じ権利を有し、義務を負います。

ただし、社外取締役については、会社との間で責任限定契約を締結することができます。それにより、株主代表訴訟等において損害賠償を請求された場合の責任限度額を設定することができるため、大きな負担を負うことができます。

通常は、取締役会に出席し、会社経営、役員を選任等について意見を述べたり、決議に参加することで、監督・助言機能を果たすことになります。

弁護士と社外取締役

弁護士を社外取締役に選任するケースも多く見られ、会社の経営状況をよく知る顧問弁護士を社外取締役に選任することもあります。



不貞相手に対する慰謝料請求

弁護士 堀岡 和正



平成31年2月19日、最高裁が不貞相手に対する慰謝料請求について、新しい判断を示しました。ポイントは2つあります。

ポイント1：離婚慰謝料と不貞慰謝料の区別

判断を示されたのは離婚慰謝料についてであり、不貞慰謝料が認められることは否定されていない。という点です。不貞慰謝料とは、不貞行為自体を理由とするものです。不貞行為と不貞相手を知ってから3年が経過すると時効にかかります。これに対し、離婚慰謝料とは、離婚に至ったことを理由とするものです。消滅時効は離婚してから3年です。不貞をした配偶者に離婚とともに離婚慰謝料を請求し、同時に不貞相手にも離婚慰謝料を請求することがよくあります。今回の事案は、原告が、元妻との離婚が成立した後、不貞相手のみに離婚慰謝料を請求したものです。原告は離婚前から不貞行為を知っており、不

貞慰謝料については時効にかかっていたようです。

ポイント2：離婚慰謝料が認められる範囲を、かなり限定

今回、一審と控訴審は、不貞行為により婚姻関係が破綻したとして、原告の請求を認めました。これが一般的な実務のあり方だったと思われます。

ところが最高裁は、不貞相手に対する離婚慰謝料が認められるためには「特段の事情」が必要であるとして、原告の請求を棄却しました。「特段の事情」が認められる例として「当該夫婦を離婚させることを意図してその婚姻関係に対する不当な干渉をする」場合が挙げられています。

今回の判決によれば、不貞相手が離婚を希望していなければ離婚慰謝料が認められない可能性があります。今後、不貞相手に対する離婚慰謝料が認められるケースはかなり限定されると思われます。

誇大広告から 消費者を守る法律

弁護士
日和優人



自社の商品・サービスをより良くみせようとした結果、行き過ぎた広告表現となり、消費者に誤解を与えてしまうことがあります。そのような広告等から消費者を守るため、景品表示法という法規制があります。これに違反した企業は、措置命令や課徴金納付命令の行政処分を受けます。

消費者救済のための「消費者契約法」

消費者契約法では、事業者が重要事項について事実と異なることを告げて勧誘を行い、消費者がそれに騙されて契約をしてしまった場合には、消費者がその契約を取消すことが出来るとされています。

「チラシ」も適用の媒体になりました

かつては「『勧誘』には不特定多数に向けられた広告やチラシの配布は含まれない」と考えられていたのですが、最近の最高裁で「新聞の折込チラシも『勧誘』に当たると判断されたため、チラシに

よる勧誘であっても消費者契約法に基づく取消が出来る場合があることになりました。

「打消し表示」についても救済が可能です

また、最近「打消し表示」もよく問題になります。商品の性質を強調表現をする場合、例外がある場合にはその旨を表示する必要があります。具体的には「全品4割引(※ただし、2万円以上の商品に限る。)」などです。しかし、中には打消し表示が小さい文字で表示されていたり、WEBサイトのかなり下の方に書いてあり、スクロールをしないと見えないなどの理由で、消費者が打消し表示に気付かずに商品を購入してしまうということも少なくありません。こうした場合でも、消費者側から売買契約を取消すことが可能な場合があります。もしこのような被害に遭われた場合にはお気軽にご相談ください。

出火の責任は誰が 取るものかご存じですか

弁護士
角大祐



春は一年で最も火事の多い季節です。万が一、類焼で自分の家が焼けてしまった場合、火事をおこした人に責任をとってもらえるはずだと思っている方も多いのではないのでしょうか。しかし、現実には、失火責任法という法律があり、火事をおこした人は、失火について「重過失」がなければ責任を負わないとされています。

重過失とは

重過失とは、ほんの少し注意をしていれば容易に防ぐことができたのに、その注意を怠ったために失火させてしまった場合をいいます。

裁判例では、寝たばこによる火災や、油の入った鍋を火に掛けたまま長時間台所を離れたことによる火災で重過失が認められた例があります。裁判では、被害者が、火事をおこした人に重過失があることを立証しなければならないため、火事をおこした人に責任をとってもらうことは容易ではありません。

そのため、類焼で自分の家が焼けてしまった場合、自分の火災保険に頼らざるを得ない場合が多くなります。

賃貸物件の場合

賃借人が火事をおこした場合も、賃借人は、重過失がなければ、隣家や隣部屋の被害については責任を負いません。しかし、賃借人は、賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っているため、失火について重過失がない場合でも、賃貸物件を元の状態に修復して賃借人に返還する義務を負います。

賃借人は賃貸借契約で火災保険の加入が義務付けられていることが多いですが、更新し忘れなどで火災保険が失効していた場合、賃借人は大きな責任を負う可能性があるののでくれぐれもご注意ください。



前妻との間にも子どもがいるなど、 特殊な例の養育費について

滝川事務所長 弁護士 村田 雅彦



最近、パソコンやスマートフォンで養育費の算定表を調べた上で、離婚のご相談にいらっしゃるお客さまが増えてきました。そのため、かなり正確な金額をご存じの方が多ようです。

しかし、この算定表では養育費の目安が分からないケースもあります。例えば、夫が再婚者で、前妻との間にも養育費を支払わなければならない子どもがいるようなケースです。

前妻との間に子が1人、今の妻との間に子が2人いるという場合、算定表で子ども3人の養育費を調べて3分の1を前妻、3分の2を今の妻に支払えばよいかという、決してそうではありません。

養育費の算定条件

養育費は、養育費を支払う側（義務者）と受け取る側（権利者）の双方の収入をベースに算定されます。前妻との間に、子がいる場合は、前妻の収入も、今の妻の収入も考慮しなければなりません。そのため、算定表だけでは正確な養

育費の金額を計算することができないということになります。

具体的な算定方法

このような場合、権利者、義務者、前妻のそれぞれの収入を確認し、前妻との間の子の生活費指数を算定します。生活費指数は、親が100とした場合、0～14歳は55。15歳以上は90とされています。

その上で、権利者の子の生活費を算定し、義務者が支払う養育費を算定することになります。

このように、現在の結婚関係以前にお子さんがあるようなケースは、とても養育費の算定が難しいので、養育費の金額で争いになった場合には当事務所にお気軽にご相談ください。



高齢者と交通事故 （年金と逸失利益について）

弁護士 細谷 祐輔



交通事故で被害者が亡くなった場合、相続人である遺族は加害者に対し、被害者が亡くならなければ将来得ることができたはずの利益を請求することができます。これを逸失利益と言います。

高齢者の場合、将来の年金収入を「逸失利益」に出来る場合もあります

亡くなった方が高齢者である場合、事故当時無職で就労する可能性がなければ、就労によって将来得られる利益はないものと判断されます。

しかし、将来受給できたはずの年金収入が逸失利益として認められる場合があります。

判例では、老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金といった老齢・退職時に支給される年金については逸失利益が認められています。

障害年金については、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金や労災制度による障害補償年金等につき逸失利益が認められています。

遺族年金の分については、逸失利益とは認められません

他方で、遺族年金や障害年金のうち妻の加支給分は、受給者本人の生計の維持を目的としたものであり、社会保障的性格が強いといった理由などから逸失利益としては認められていません。

逸失利益の計算方法

年金収入が逸失利益として認められる場合、受給していた年金額を統計上の平均余命まで受給できたものとして計算します。平均余命は、ある年齢の人が、その後何年生きられるかを表す統計上の数値で、厚生労働省発表の簡易生命表に記載されています。

また、将来得られる年金収入からは、生活費が支出されるはずですので、そのため、将来の年金収入の一定割合を生活費分として差し引いて計算されることになります。

微罪処分とは

弁護士
大塚
智子



前回、「刑事事件においては、警察が検察庁に事件を送致し、検察官が事件の起訴・不起訴の判断を行うのが原則だが、例外がいくつかある」という話をさせていただきました。

例外の1つである微罪処分について

微罪処分とは、警察が、犯罪事実が極めて軽微で、検察庁への送致の手続が不要と判断した場合に、送致せず、警察段階で終わらせる場合の処分のことを言います。毎年、刑法犯の概ね3割程度が微罪処分とされています。微罪処分とできる犯罪は、あらかじめ検察官から指定されていて、窃盗罪、詐欺罪、暴行罪、傷害罪などです。

いろいろな要素を考慮し判断される微罪処分

微罪処分とするか否かは、具体的には、被害が非常に軽微であるか(例えば、窃盗や詐欺罪の場合、被害額が少ないか。傷害罪の場合、けがの程度が軽いか。)、犯行態様等が悪質ではないか

(例えば、突発的な万引きか、計画的な事務所荒らしか。)、被疑者がしっかり反省しているか、被害者と示談が成立し被害者が処罰を望んでいないか、被疑者のこれまでの素行(前科前歴の有無)などの要素を考慮して決められます。

実際には、例えば、前科前歴がない人が、自転車盗や軽い暴行を犯した場合には、微罪処分とされることが多いようです。

微罪処分にするか否は、警察の判断に一任されます

微罪処分とされるか、送致されるかに明確な線引きはありません。ですから、初犯の万引きで、被害額も少なく、被害弁償も済んでいるような事案であっても、100パーセント微罪処分となると決まっているわけではありませんので、安直に考えないようにしなければいけません。

4月から、有給休暇取得が義務になりました

社会保険労務士
定蛇
萌



2019年4月1日から、全ての企業で、従業員に対して年5日の年次有給休暇を取得させることが義務付けられました。

対象となる従業員は、年10日以上の有給休暇が付与される従業員で、有給休暇が付与される基準日から1年以内に、5日間の有給休暇を取得させる必要があります。

今までは、本人の意向で有給休暇を取得しない従業員がいても、法令上は問題ありませんでした。しかし今後は、仮に従業員本人が取得することを希望しなくとも、有休を取得させる義務が使用者に課されます。

基準日・取得の方法

次に、いつから1年間のカウントが始まるかという点ですが、2019年4月1日以降、最初に有給休暇が付与される日となります。例えば、毎年10月1日に有給休暇を付与される従業員については、2019年10月1日から1年間の内に5日

を取得しなければならないということです。

取得方法は、使用者からの時季指定、あるいは従業員が自ら請求して取得。または有給休暇の計画的付与制度のいずれの方法でも構いません。使用者から時季を指定する場合は事前に従業員から意見を聴くことが必要です。計画的付与の制度を導入する場合には、就業規則による規定と労使協定の締結が必要になります。

年次有給休暇管理簿の作成

有給休暇が取得されているかを確認するために、企業は年次有給休暇管理簿を作成し保存しなければなりません。これに有給休暇が付与される基準日、日数、取得した時季を記載します。別途管理簿を作成せずに、必要事項を労働者名簿や賃金台帳に盛り込んで管理することもできます。

ご不明な点があればお気軽にお問合せ下さい。

事務所のある街…札幌

春探しはサイクリングで

職員 成田 由和

北海道も雪解けの季節を迎えました。

みなさん、雪解けというのを思い浮かべますか？ 色々ありますが、私は真っ先に自転車から走り回る楽しさが頭に浮かんできます。幼い頃から、自転車に乗って遠くまで行くことのできる春が、とても待ち遠しくなりません。

サイクリングといえば、旧白石サイクリングロードには思い出がたくさんあります。正式には「道道札幌恵庭自転車道線」といいますが、遠足やマラソン大会などの小学校の行事で利用したり、毎週の習い事への通い道だったり、頻りに利用していました。

ふと懐かしくなり、昨春、久しぶりに訪れてみました。散歩の合間にベンチで休憩したり、趣味の写真撮影をしたりと、ゆったりと過ごすことができました。写真撮影の中でも、花のある風景写真を撮る

ことが好きなのですが、上の写真もその時に撮影したものの中から、お気に入りの一枚を選びました。当時は何気ない日常としか捉えていなかった沿道の風景が、四季折々の移ろいを感じることで、素敵なものであったことに気づかされました。また、現在では「白石こころ一ど」の愛称がつけられ、市民の憩いの場として生き続けていることを嬉しく思いました。

他にはどんなサイクリングロードがあるのだろうと調べてみると、札幌市が発行している「さっぽろサイクリング・マップ」では、11本もの「自転車歩行者専用道路区間」が紹介されていました。(市役所・区役所で配布しているほか、札幌市のサイトからPDFファイルを閲覧することが出来ます)

みなさんも、サイクリングやお散歩で、春の訪れを実感してみたいはいかがでしょうか。

どうぞよろしくお願いたします

この度「判事補及び検事の弁護士職務経験制度」に基づき、横井千穂さんを弁護士として迎えました。横井さんは愛知県で生まれ育ち、京都大学、京都大学法科大学院を卒業後、三重県での司法修習を経て、名古屋地方裁判所において判事補として勤務していました。本年4月1日から2年間、裁判官の職を離れ、当事務所で弁護士として業務を行うこととなりました。どうぞよろしくお願致します。

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <http://www.kmlaw.jp/>

●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060

[岩見沢事務所] 〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階 TEL 0126-22-3380/FAX 0126-22-3188

[滝川事務所] 〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号 TEL 0125-23-8455/FAX 0125-23-8448

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101